

暴追センターだより

VOL.33

令和2年



センター設立30周年記念号

わが町に入れない寄せない暴力団



磐梯山



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター



ごあいさつ

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

会長 内堀 雅雄

当センターは、平成2年4月の設立以来、30年にわたり、暴力追放に向けた広報・啓発活動を始め、被害者等からの相談活動、不当要求防止責任者講習、さらには東日本大震災の復興・再生事業からの暴力団排除の取組など、様々な活動を展開してまいりました。

これまでの、皆様の深い御理解、御支援に、心から感謝を申し上げます。

最近の暴力団の活動は、みかじめ料の徴収や恐喝等、従来からの手法に加え、組織実態を隠ぺいしながら、一般社会での資金獲得活動を活発化させるなど、不透明化、多様化、巧妙化の様相をより一層強め、警察の厳しい取締りにもかかわらず、県内には依然として約490人の暴力団員等があり、県民の生活や社会経済活動に多大な不安と脅威を与えております。

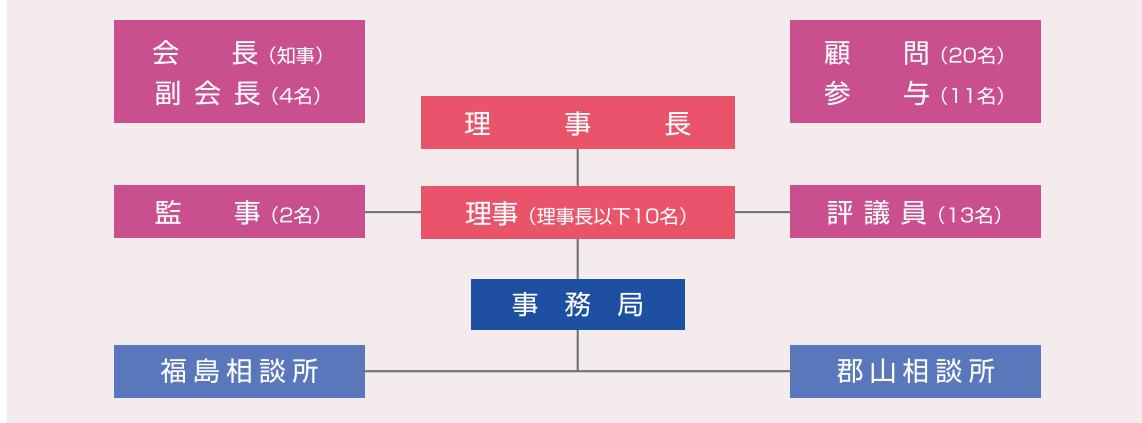
こうした中、県及び県内全ての市町村では「暴力団排除条例」を制定し、公共事業からの暴力団の排除や、事業者から暴力団員等への利益供与の禁止など、その活動を封じるための対策を懸命に進めております。

暴力団の根絶に最も大切なことは、県民の皆様一人一人が、「暴力団の存在を絶対認めない」という強い信念と勇気を持ち、社会全体で取り組む環境を整えていくことあります。

当センターといたしましては、今後とも、県民の皆様と力を合わせ、県・市町村や警察、県弁護士会を始め、関係機関・団体の皆様との連携を一層密にしながら、社会の敵である暴力団を追放し、「暴力団のいない、安全で住み良い福島県」の実現に全力を尽くしてまいります。

皆様には、一層の御支援、御協力を願い申し上げます。

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター構成





暴追センターの 活動状況

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

理事長 北村 清士

当センターでは、福島市、郡山市の両市に専門の相談員を配置した相談所を設け、暴力団関連の相談について刑事、民事の両面から必要なアドバイスを行って問題の解決に当たっております。

相談体制としては、常勤の暴力相談委員の他、専門的な知識、経験が豊富な弁護士、保護司、少年指導委員を非常勤の暴力相談委員として委嘱し、相談内容等により適切に対応できるようなシステムとしております。

令和元年中は、707件の暴力相談を受理しました。

また、不当要求の被害の防止に向け、福島県公安委員会から委託を受けて行っている「不当要求防止責任者講習」では、受講者に最近の暴力団情勢や不当要求に対する対応要領等の「教本」などを教材として提供するとともに、当センターの講習員の他、県警察本部の担当官や弁護士による講義やDVD等の視聴覚教材を活用した講習を実施し、修了時には、「受講修了書」や「受講事業所の証(ステッカー)」などを交付しています。同講習は県内6方部で開催し、令和元年度中は、25回実施して1,195名の方が受講されましたが、受講者の大半から「受講してよかったです。」との感想をいただいています。

さらに、暴力団離脱者の社会復帰につきましては、「暴力団社会復帰対策協議会」の登録企業との連携を密にし、その協力を得ながら推進しており、これまでに65名の暴力団離脱者が同協議会の登録企業に就労しています。

この他、地域や職域のあらゆる暴力団排除組織・団体と連携しながら、暴力団排除に関する各種資料の提供や要請に応じての講演活動等を行うなど、その自主的な活動を支援するとともに、少年への暴力団からの働きかけを排除する活動、東日本大震災・原発事故に伴う復興・再生事業等からの暴力団の排除活動などを行っています。

暴力団対策法の改正や暴力団排除条例の制定・施行により、今日の暴力団対策は、「社会対暴力団」という対決構図の下に地域、職域における暴力団排除活動を更に進展させ、社会全体で暴力団を排除しようとする気運を一層高めていくことが極めて重要であります。

当センターでは、令和2年度も暴力団被害者の「駆け込み寺」として、また民間における暴力団排除活動の中核的組織として各種事業を展開してまいりますので、県民の皆様のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

役員等名簿

(令和2年4月1日現在)

会長・副会長

会長	福島県知事
副会長	福島県議会議長
副会長	福島県市長会会長
副会長	福島県町村会会長
副会長	福島県商工会議所連合会会長

役員

理事	(一社)福島県銀行協会会长
理事	(公財)福島県暴力追放運動推進センター専務理事
理事	福島県商工会連合会副会長
理事	(公社)福島県宅地建物取引業協会会长
理事	(株)福島銀行常務取締役企画本部長
理事	東北電力(株)福島支店総務広報部長
理事	(一社)福島県建設業協会専務理事
理事	(株)大東銀行常務取締役
理事	福島県遊技業協同組合連合会理事長
理事	NTT東日本-東北福島支店企画総務部長

役員

監事	公認会計士
監事	福島県信用金庫協会会長
評議員	
評議員	福島県総務部財務総室入札監理課長
評議員	(株)東邦銀行総務部長
評議員	ゼビオコーポレート(株)副社長
評議員	日本中央競馬会福島競馬場主幹
評議員	福島県弁護士会所属弁護士
評議員	福島県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
評議員	全国共済農業協同組合連合会福島県本部副本部長
評議員	(株)ヨークベニマル取締役常務執行役員
評議員	日東紡績(株)福島工場副工場長兼総務部長
評議員	(一社)福島県損害保険代理業協会会长
評議員	福島県町村会事務局長
評議員	(公社)福島県防犯協会連合会専務理事
評議員	福島県市長会常務理事兼事務局長

暴追センター30年の歩み

年	月	歩 み	
昭和63年	6月	郡山市内で地元暴力団同士の連続けん銃発砲事件が発生	
	12月	県議会において「暴力団根絶に関する決議」を採択	
平成元年	1月~11月	郡山市内で7件のけん銃発砲事件が発生	
	8月	県下各警察署管内、みかじめ料排除対策連絡協議会が発足	
平成2年	4月	財団法人暴力団根絶福島県民会議(現・暴追センター)の設立 ~全国4番目、東北初、事務所を県庁東分庁舎に設置	
	5月	第1回暴力団根絶福島県民大会の開催(福島市)~以後、県内各市で毎年開催	
	7月	みかじめ料排除特別推進地区対策会議を開催(福島市)	
	9月	ホテル・旅館業暴力排除対策会議の開催(郡山市)	
	9月	県民会議、県警察本部、県弁護士会三者合同の民事介入暴力相談を実施(福島・郡山・いわき)	
平成3年	4月	暴力団根絶モニター研修会の開催(福島市)	
	9月	県民会議、県警察本部、県弁護士会三者合同の集中相談所開設	
平成4年	2月	暴力団社会復帰対策協議会を設立(全国初)	
	3月	「暴力団対策法」施行	
	4月	暴力団対策法に基づき、福島県公安委員会が財団法人暴力団根絶福島県民会議を「福島県暴力追放運動推進センター」に指定	
	4月	県民会議郡山相談所の開設	
平成6年	7月	福島市内の暴力団事務所で住吉会系暴力団幹部射殺 (対立抗争)事件発生	
平成7年	9月	旅館協同組合が暴力団事務所を買収、事務所撤去(福島市)	
平成8年	7月	第7回暴力団根絶福島県民大会・第46回民事介入暴力対策福島大会の開催(合同開催)	
平成9年	10月	暴力団被害110番の開設(全国一斉)	
	11月	銃器根絶福島県民の集い(福島市)~銃器根絶決議を採択	
平成10年	10月	第1回民暴対策企業トップセミナーの開催(郡山市)	
平成11年	5月	原町市(現・南相馬市)内で暴力団の対立抗争事件発生	
	5月	暴力追放原町市民緊急総決起集会の開催	
	7月	原町市を本拠とする暴力団事務所を福島県初の使用差し止め仮処分により撤去	
平成12年	10月	福島市内で暴力団同士の乱闘・けん銃発砲事件発生	
	11月	福島市暴力団排除運動緊急市民会議の開催	
	11月	県民会議、県警察本部、県弁護士会民事介入暴力対策委員会の三者協議を開催	
平成13年	1月	暴力団事務所について使用差し止め仮処分申立和解により2か所の事務所を撤去(福島市)	
	6月	民事介入暴力対策協議会の設立(民暴110番協定の締結)	
平成14年	6月	第13回暴力団根絶福島県民大会の開催(福島市)~以後、県内4市で毎年開催	
平成17年	2月	県民会議事務所を県警察山下庁舎に移転	
平成18年	11月	山口組系暴力団事務所が移転(会津若松市)	
平成19年	11月	上記 暴力団事務所使用差し止め訴訟提起	
平成20年	12月	上記 訴訟で和解成立、暴力団事務所撤去	
平成22年	12月	財団法人暴力団根絶福島県民会議が公益財団法人に認定 名称を「公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター」に改称	
平成23年	3月	東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の発生	
	7月	「福島県暴力団排除条例」施行	
	7月	福島第一原子力発電所暴力団等排除対策協議会の設置	
平成26年	7月	国家公安委員会が公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターを適格都道府県センターに認定	
平成28年	11月	第27回暴力団根絶福島県民大会・第85回民事介入暴力対策福島大会の開催(合同開催) 民暴福島大会のテーマ~「復興暴排(復旧・復興事業からの暴力団排除)」	
	12月	福島市内の六代目山口組系暴力団事務所内で暴力団同士のけん銃使用殺人未遂事件発生	
平成30年	4月	暴追センター事務所を自治会館に移転	
	11月	暴力団追放庭坂地区住民の会設立	
	11月	暴追センターが適格都道府県センター制度による六代目山口組系暴力団事務所使用差止請求 訴訟のため弁護団と委任契約締結	
平成31年	2月	暴力団追放福島市民緊急会議の開催	

暴力団センターの主な事業活動

1 暴力団が行う不当な行為を防止する広報活動

- ポスター、パンフレット等の作成、活用
- 暴力団根絶福島県民大会の開催
- 新聞・ラジオ等広報媒体活用による広報



2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- 暴力追放運動推進組織が行う各種行事への支援



3 暴力団からの不当な行為に関する相談活動

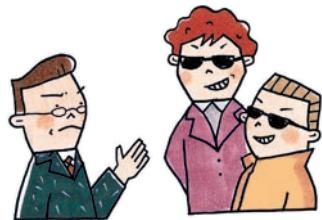
- 面談による相談
- 電話、FAX等による相談

相談無料
秘密厳守



4 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- 相談による個別の指導、助言
- 各種団体への啓発活動



5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 相談による個別の指導、助言
- 離脱のノウハウ
- 就労支援



6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

- 裁判手続費用の無利子貸付等
(組事務所撤去訴訟・損害賠償請求訴訟)
- 組事務所使用差止訴訟(住民の代行)



7 講習・研修活動

事業所で暴力団からの不当要求被害を防止するため、責任者に選任された方を対象に、公安委員会からの委託を受けて不当要求防止責任者講習を行います。また、少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修を行っています。



暴力団根絶福島県民大会

令和元年11月18日、いわき市のいわき芸術文化交流館「アリオス」において、第30回暴力団根絶福島県民大会を開催。県内から暴排関係者約800人が参加し、「暴力団のいない安全で安心な地域づくり」を誓った。



不当要求防止責任者講習

暴力団からの不当要求による被害を防止するための講習会を開催しています。一部弁護士の講習も行っていますので、是非受講して下さい。



暴力団根絶モニターミーティング

暴力団の動静情報の提供や地域住民への啓発を通して暴力団根絶に貢献するモニターの研修会を開催しています。



みかじめ料排除対策協議会

暴力団の資金を絶つため、飲食店等からのみかじめ料排除活動を行っています。



民事介入暴力対策協議会

暴力団組事務所撤去活動等について、弁護士・警察・暴力団センターの三者が協定を結んで対応しています。



暴力団社会復帰対策協議会

暴力団離脱者への社会復帰活動に協賛する企業・事業所等が組織化し、社会復帰への支援を行っています。



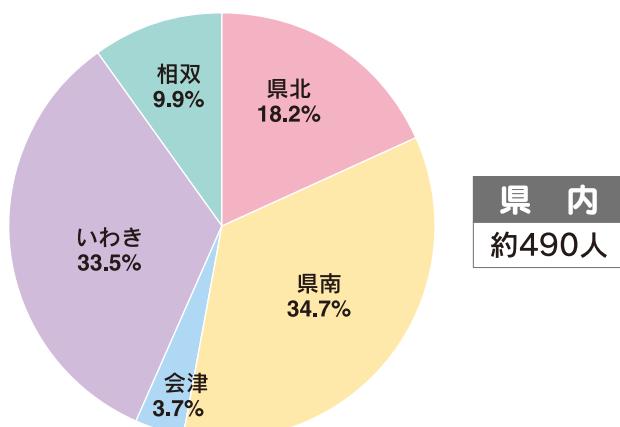
県内の暴力団勢力

指定暴力団の分布状況

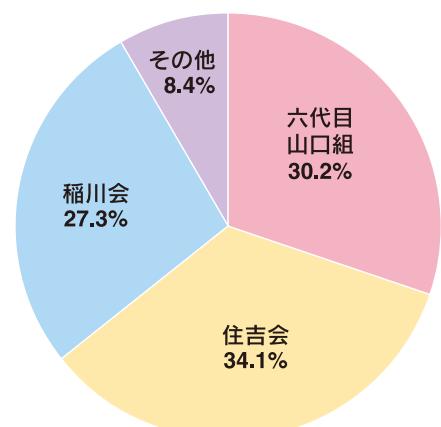
令和2年1月1日現在の暴力団勢力は、36組織、約490人となっております。このうち、指定暴力団の六代目山口組・住吉会・稻川会の主要3団体の勢力は、全体の約91.6%を占めており、その分布状況は、おおむね右図のとおりです。



■方部別暴力団員数の割合



■主要団体の寡占化状況

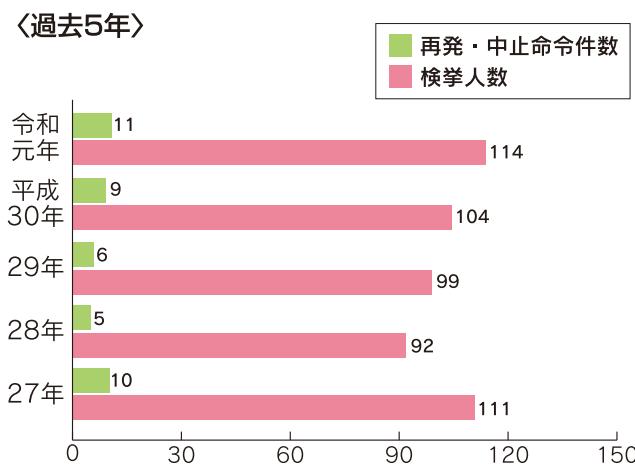


県内の暴力団検挙状況

※警察本部調べ

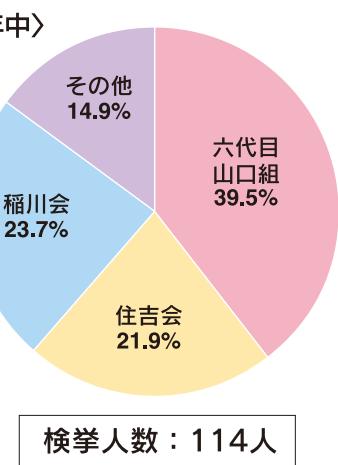
検挙人数、再発・中止命令件数

〈過去5年〉



暴力団組織系列別検挙人数

〈令和元年中〉



アンケート調査結果から見た反社会的勢力への対応の実態

令和元年度中の不当要求防止責任者講習時に、受講者を対象に行った反社会的勢力からの不当要求行為及びその対応等に関するアンケート調査の結果です。

不当要求を受けたことのある人が**82名**(約7%)。不当要求で多いのが、クレーム・示談名目の金品要求と機関誌の購読・広告掲載要求で、合わせて**42名**(約51%)。要求に応じて**2名**が**100**万円以上出したと回答した。

問1 不当要求を受けたことがありますか。

- ある.....82名
ない.....1,096名

問2 不当要求を行った団体の種別は。

- ① 暴力団19名
② 右翼又は右翼を仮装した団体22名
③ 工セ同和又は同和を仮装した団体13名
④ 総会屋0名
⑤ その他(わからない)28名

問3 不当要求の内容は。

- ① クレーム・示談名目の金品要求26名
② 機関誌の購読・広告掲載要求16名
③ スキヤンダル等口止め料要求3名
④ 寄付金・賛助金の要求1名
⑤ その他36名

問4 要求には、どう対応しましたか。

- ① 要求に全面的に応じた4名
② 要求の一部を受け入れた4名
③ 要求を拒否した67名
④ 交渉中0名
⑤ その他(具体的に)5名

問5 相手に渡した金額又は免除・猶予した金額はいくらでしたか。

- ① 5万円未満7名
② 5万円以上10万円未満3名
③ 10万円以上50万円未満3名
④ 50万円以上100万円未満1名
⑤ 100万円以上2名

問6 責任者講習について、どう感じましたか。

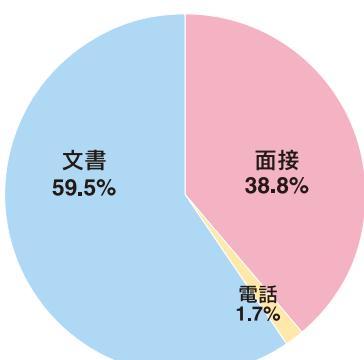
- ① 講習を受けて良かった889名
② ある程度参考になった269名
③ 何とも言えない10名
④ 不十分だと思う4名

アンケート実施者▶1,195名 回答者▶1,178名 調査方法=講習時、無記名による調査（複数回答、未回答あり）

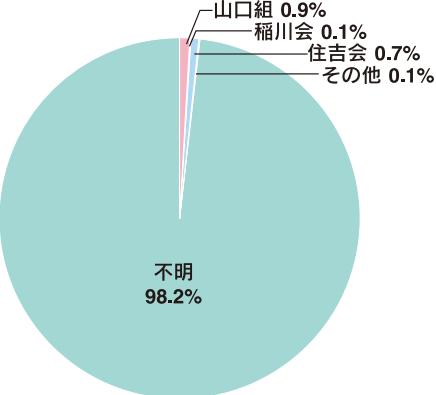
※不当要求に応じることは、反社会的勢力の活動を支援することになります。
次なる被害を防止するためにも、不当要求は**断固拒否**しましょう。

令和元年中の相談受理状況

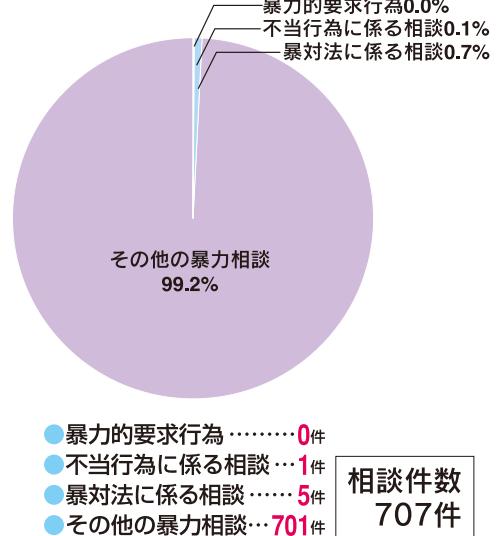
相談態様



対象暴力団名



相談申出内容



No! 27の禁止行為

暴力団対策法で禁止している 暴力的 requirement 行為

暴力団対策法では、指定暴力団員はもとより、準構成員等指定暴力団と一定の関係のある者についても、その指定暴力団の威力を示して、次のような行為を行うことを禁止しています。このような禁止行為を行えば、中止命令等が発出されます。

1 口止め料を要求する行為

人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表にかこつけて、口止め料として金品等を要求する行為



2 寄附金や賛助金等を要求する行為

人に対して、寄附金・賛助金、その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



3 下請参入等を要求する行為

建設工事等の請負業務の発(受)注者に対して、その発(受)注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



4 みかじめ料を要求する行為

縛張内で営業を営む者に対して、あいさつ料、みかじめ料等名目のいかんを問わず金品を要求する行為



5 用心棒料等を要求する行為

縛張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払いを伴うものについて、債務者に対し、履行を要求する行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑をおぼえさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為



10 不当な金融商品取引を要求する行為

証券会社及び投資顧問業、投資運用業等、金融商品取引業務を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと又は、証券会社に対して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求する行為



11 不当な株式の買取り等を要求する行為

株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、執行役、監査役、株主に対しその者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



12 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為

銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



<p>13 不当な地上げをする行為</p> <p>正に使用する権利に基づいて、建物や敷地を使用している者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求する行為</p>	<p>14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為</p> <p>土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり(支配の誇示)して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為</p>	<p>15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為</p> <p>宅建業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換をすること、又は売買・交換・貸借の代理・媒介を要求する行為</p>
<p>16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為</p> <p>宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為</p>	<p>17 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為</p> <p>建設業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為</p>	<p>18 不當に集会施設等を利用させることを要求する行為</p> <p>暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為</p>
<p>19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為</p> <p>人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求する行為</p>	<p>20 因縁を付けての金品等を要求する行為</p> <p>人に対して、買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求する行為</p>	<p>21 許認可等をすることを要求する行為</p> <p>行政庁に対して、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするよう要求したり、不利益処分の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為</p>
<p>22 許認可等をしないことを要求する行為</p> <p>行政庁に対して、許認可等の要件に該当するのに許認可等をしないよう要求したり、不利益処分の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為</p>	<p>23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為</p> <p>国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為</p>	<p>24 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為</p> <p>国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為</p>
<p>25 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為</p> <p>人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申し込みをすることをみだりに要求する行為</p>	<p>26 公共事務事業の契約の相手方とすること等を要求する行為</p> <p>国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為</p>	<p>27 公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為</p> <p>国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方に、下請等の発注や資材・物品を納入させるように指導・助言等をすることをみだりに要求する行為</p>

福島県暴力団排除条例 (平成23年7月1日施行)

本県では、平成23年7月1日に「福島県暴力団排除条例」が施行されましたが、施行から8年が経過したことから、さらに理解を深めていただくために、改めて条例について詳しく解説します。

～スクラム組んで暴力団のいない安全で安心な福島県の実現～

目的

- 県民の安全で平穏な生活の確保
- 社会経済活動の健全な発展



基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

主な内容

◎基本的施策

【県民等に対する支援】

県は、県民や事業者が暴排活動を自主的かつ相互の連携を図って行うことができるよう情報提供、助言等の支援を行います。

【暴力団からの離脱の促進】

県は、暴力団員の離脱の促進と社会経済活動への参加の援助をするため、就労支援等を行います。

【情報提供】

暴排のため、必要に応じて、警察による暴力団員等に関する情報を提供できることとしています。

※暴力団員等=暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

【保護措置】

暴排活動者等に対し、警戒や資機材の貸付などの警察による必要な保護措置を行います。

◎県の事務及び事業における措置

【公共工事等における措置】

公共工事・給付金の交付等の県の事務・事業(下請け等も含む)から暴力団員又は社会的非難関係者を排除します。

※社会的非難関係者=暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

【県の施設の使用における措置】

公の施設(会議場、集会場、広場等)が、暴力団の活動に使用されないための措置を講じます。

◎少年の健全な育成を図るための措置

【少年に対する教育等】

少年が、暴力団に加入したり、暴力団の被害に遭わないようにするための必要な教育を行います。

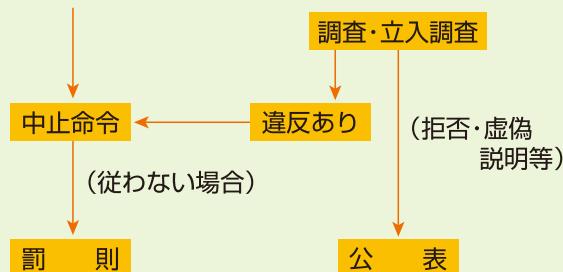
【暴力団員による少年への禁止事項】

- ①少年を暴力団事務所に立ち入らせること。
- ②少年を自己の支配下に置く目的で「つきまとい」をしたり、「連続的な電話や電子メール」をすること。

【暴力団事務所の開設・運営の禁止】～違反=罰則

学校、図書館、都市公園などの対象施設の敷地の周囲から200メートル以内に暴力団事務所を新規に開設・運営すること。

〈違反した場合〉 〈違反の疑いがある場合〉



……対象施設……

- | | |
|---------------|----------------|
| ①学校 | ⑦少年鑑別所 |
| ②児童福祉施設・児童相談所 | ⑧保護観察所 |
| ③公民館 | ⑨青少年交流の家 |
| ④図書館 | ⑩県自然の家 |
| ⑤博物館 | ⑪都市公園 |
| ⑥家庭裁判所 | ⑫公安委員会規則で定める施設 |

対象施設の敷地の周囲 (200メートル以内) ←→ 暴力団事務所

◎事業者による利益の供与の禁止等

【暴力団の利用等の禁止】

事業者は、事業活動を行うに当たって

- 暴力団の威力を利用すること

- 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させること

が禁止されます。

【利益の供与の禁止等】

事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、次のような利益の供与をすることが禁止されます。

- ①暴力団の威力を利用する目的（したことで）

- ②暴力団の活動・運営に協力する目的

- ③暴力団の活動を助長することを知って

- ④暴力団を優先的に取り扱うこと

また、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者が情を知って①～④の利益を受けることを禁止

【契約時における措置等】

事業者は、

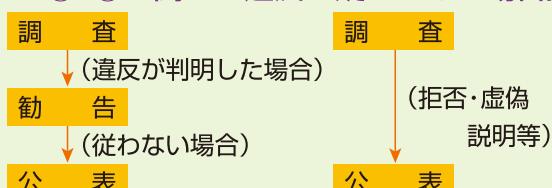
- ①契約関係者が暴力団員等でないことの確認

- ②書面による契約における暴力団排除条項の導入

- ③暴力団の活動・運営と判明したときの契約解除に努めなければなりません。

〈利益の供与の禁止等における

①・②に関して違反の疑いがある場合〉



暴力団事務所として使用されることを知った上で の禁止行為は

【不動産の譲渡等に係る措置として】

不動産の譲渡等（売買契約など）の契約

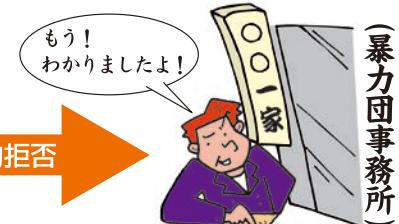
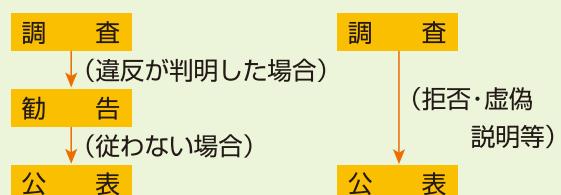
【不動産の譲渡等の代理等をする者の措置として】

不動産の譲渡等（売買契約など）契約の代理・媒介をすること。

【建設工事に係る措置として】

建設工事（原状回復のための修繕を除く）をすることです。

〈違反の疑いがある場合〉



（暴力団事務所）

★上記 3 つの措置に共通する努力義務

- ①契約時の相手方に対する利用目的の確認

- ②契約時における暴力団排除条項の導入

- ③暴力団事務所に使用されることが判明した場合の契約解除又は買い戻し

◎特定事業等からの排除

【特定事業者からの排除】～4業種

- ①ホテル・旅館 ②冠婚葬祭業
- ③風俗営業等 ④ゴルフ場

★暴力団の活動に利用されることを知って契約することが禁止されます。

〈違反の疑いがある場合〉



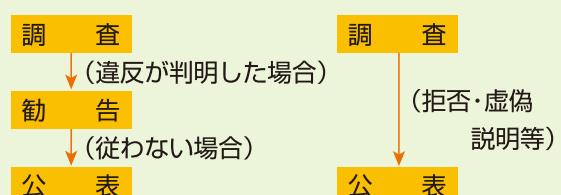
【祭礼等からの排除】

お祭りや花火大会等の主催者は、次のことが禁止されます。

- ★暴力団の威力を利用すること

- ★暴力団員等をお祭りに参加・出店させること

〈違反の疑いがある場合〉



直ちに撤去

ボーン

暴力団の
露店

- ・わたあめ
- ・たこ焼き
- ・たい焼き 等



- ・暴力団排除の看板・貼り札の掲示等により、設備や施設が暴力団の活動に使用されないように努めなければなりません。

不当要求

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者のみに責任を押し付けることは最も避けるべきです。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

問題解決の三原則

暴力団等から不当要求を受けた場合は

- ① 組織的に対応すること。
- ② 毅然とした対応を取ること。
- ③ 早期に相談すること。

が極めて重要です。



1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



2 相手の確認と用件の確認

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をする。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 対応場所の選定

素早く助けを求める事ができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



対応12則

迷わず・恐れず
警察、暴追センターへご相談を!!

1 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫び状や懇意書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」となどと喰ってかかれます。



9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになります。

また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。

歓迎するお客様ではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。

相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



◎問題解決は、

毅然とした対応と早期相談!!

契約書等に暴力団排除条項の導入はお済みですか

暴力団排除条項(暴排条項)の導入は

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)において、有効であるとされています。

○暴力団排除(暴排)条項とは

企業が取引に関して、契約書や取引約款・規約等の中に

- ① 暴力団等反社会的勢力とは契約しない
- ② 契約後に
 - ・相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合
 - ・相手側が不当要求行為を行った場合

は、契約を解除する

旨を盛り込んだ条項のことを言います。



【暴力団排除条項の参考例】

第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らかの催告をせず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

～以下省略～

暴力団排除条項の効果は

① 被害予防的效果

暴排条項を導入し反社会的勢力の排除を明確にすることで、暴力団等の参入を抑制し取引への介入を未然に予防できます。

② 担当者の負担軽減効果

契約に際して、暴排条項が規定された契約書を相手方に交付することで、担当者が暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応が可能となり、担当者の負担軽減に繋がります。

③ 裁判規範としての機能

暴排条項を根拠に相手方との契約を解除し、損害賠償責任を負うことなく取引を解消でき、また、取引で具体的に損害が発生している場合は、相手方への損害賠償の請求等を行うことができます。

○表明・確約とは

相手方に、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、保証させ、かつ、そのように表明したことにより契約上の責任を負わせる条項を暴排条項に付加することで、反社会的勢力に関する情報の不足を補うことができ、より関係遮断の実効性をあげることができます。

【表明・確約書の参考例】

○○株式会社
代表取締役 殿

○○株式会社
住 所
氏 名
生年月日

- 1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約（いたします・いたしません）
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
 - ⑥ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - ⑦ その他前各号に準ずる者
- 2 私は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約（いたします・いたしません）
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

～ 中 略 ～

- 6 私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とするなどを表明・確約（いたします・いたしません）

令和 年 月 日
署 名 印

※上記参考例をもとに各事業所の実態に沿うような内容で作成してください。

あなたの職場を守る暴排条項を導入しましょう

図書等購読要求対応マニュアル

あなたは、機関紙（誌）の購入要求、一方的な送付といった不当要求を受けていませんか？

売買契約もしていないのに、聞いたこともない団体等から、事務所や個人に対して、高額図書が送りつけられたり、電話で購読（購入）要求され困っているとの相談が後を絶たない状況にあります。

このような行為に対しては、次のような対応要領を参考として毅然とした態度で対応することが必要です。

対応要領Ⅰ

電話がかかってきたとき（電話による要求）

- 相手を確かめ、用件をはっきり聞く。
- 社長、所長、支店長等トップに取り次がず、担当者が対応する。
- 不要と判断した場合は、「必要ありません」と明確に拒否する。

◆「同業他社の多くが協賛している」「こちらの主義・主張に反対するのか」「今回、一度限りで結構だ」などと強引に要求されても、その場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事はしないで

「きっぱり拒否」 しましょう。

この場合、断る理由を告げる必要はありません。

※「結構です」「いいです」等の断り方は「容認」と受け取られますし、「金がないので。」という断り方だと「暮れまで待つから。」などとつけ込まれて、機関紙（誌）が送られてきた例があります。



対応要領Ⅱ

一方的に送りつけてきたとき（返送の方法）

●送り主と現物の確認

送り主の多くは「××経済研究所」「△△運動推進本部」などを名乗っています。まず、送り主と現物（外形のみ）を確認することです。

●開封前の返送

メモ用紙に「受取拒否」と記載し、受取人の名前を記載して押印した上、郵便物・宅配便の宛名面に貼付し、郵便局・宅配業者を通して返送します。

●開封後の返送

一方的に送りつけられた図書等を返送する義務はありませんが、余計なトラブルを避けるため、包装を解いてしまったら、内容証明郵便・配達証明郵便で「購読の意志がない」旨を明記し返送する。

◆内容証明～内容証明郵便は、文書1通のみを対象としているので、文書と機関紙（誌）は一緒に送れません。

機関紙（誌）等の返送は、書留郵便との二本立てになります。

◆配達証明～文書と機関紙（誌）等を一緒に送れます。

※なお、後日の紛議に備え、書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した文書の控えは保管しておきましょう。

〈文例〉当社（方）は、機関紙（誌）〇〇〇を注文した事実もなく、購読する意思もありませんので、送付された〇〇〇を返送します。また、今後も購読する意思がないので、送付しないでください。



少年を暴力団から守るために

少年を守るための対策

暴力団対応の5原則

- ①誘いには乗らない。
- ②話は信用しない。
- ③話には応じない。
- ④話にはすぐに返答しない。
- ⑤誘われても絶対に付いていかない。

おいしい話には裏があり、甘い話にはワナがあります。
「暴力団対応の5原則」を守り、呼びかけには応じることなく、その場から立ち去ることです。
甘い誘いには、ハッキリと「NO!」と言って下さい。

暴力団は、組織勢力の維持・拡大を目的として、少年に狙いをつけ組織への勧誘をしています。
少年を暴力団から守るためにには、暴力団の実態と少年を守るための対策を知ることが極めて重要です。

暴力団の生活は、人間性無視の世界!!

1 暴力団に入ると、生活費や小遣いは犯罪で稼がなければなりません。

暴力団から、生活費などの支給はありません。暴力団は「犯罪者集団」ですから、警察に逮捕されるのは当たり前のことです。また、稼いだ金も「組」に吸い上げられます。

2 暴力団に入ると、簡単に組抜け(脱退)できません。

暴力団に入ると、自由に組抜けすることは「組」が許しません。一旦結んだ暴力団内の繋がりは、実の親子より強く絶対的なものと位置付けています。仮に、組抜けを許してくれても、代償として「指詰め」や「法外な金」を要求されます。また、暴力団に入っている限り、対立抗争でいつ死ぬかわかりません。



3 暴力団に入ると、自由がありません。

一日中、組事務所での電話当番、組長や幹部の世話、使い走りをさせられ、「組」に拘束され自由な時間はありません。

4 暴力団の「掟」は、冷酷非情です。

組長や幹部の命令は絶対服従という暴力団特有の「掟」があり、その主たるもののが、「反抗の禁止」「仲間を売る(密告、裏切り)ことの禁止」などです。例えば、「○○を殺せ」の命令にも逆らうことは出来ません。

5 暴力団は、「見栄とハッタリ」の集団です。

暴力団は、「高級車を乗り回すこと」「ブランド品を身につけること」「札ばらを切ること」「目立つ女性を連れて歩くこと」の「見栄とハッタリ」の4点セットで自分の存在を誇示します。少年を「組入れ」させるための誘いの言葉としても使っています。

少年に対し、甘い言葉で加入を勧誘!!

1 暴力団は「すき」のある少年を狙い加入を勧誘しています。

暴力団は、少年を狙い組織への加入を勧誘しています。深夜はいかい、ヤケになっている少年など「すき」がある勧誘しやすい少年を狙っています。「高級車に乗れる」「金回りが良くなる」「女性にもてる」等、甘い言葉をエサに、「組」に加入させていきます。甘い言葉には、騙されないで下さい。

2 暴力団は、暴走族や非行少年グループ等を絶好のターゲットとしています。

暴力団員の中には、暴走族上がりがいたり、暴力団員が暴走族であったり、暴力団に上納金を納めている暴走族グループがあったりするなど、暴力団と暴走族は深い関係にあり、「暴走族は暴力団の予備軍」と言われています。

3 暴力団は、少年に犯罪を行わせています。

暴力団は、自ら表舞台に出ないで少年達を手足として使って犯罪を行わせ、資金を得ています。なりすまし詐欺、債権取り立て、風俗店の呼び込み、ピンクチラシの配布、出会い系サイトによる売春斡旋など、ありとあらゆる犯罪に少年が利用されています。



あなたの職場を 暴力団等から守るため 不当要求防止責任者講習を 受けましょう!!

暴追センターでは、福島県公安委員会から委託を受けて、県内6方部（福島市・郡山市・白河市・会津若松市・いわき市・南相馬市）で暴力団等からの被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を実施しています。

講習 無料

○ 不当要求防止責任者講習



講習手続き

- 会社・行政機関・自営業等、各事業所ごとに「不当要求防止責任者」を選任してください。
 - 選任届の用紙は、当センターHPからダウンロードするか、最寄りの警察署から受領し、必要事項を記入の上、事業所の住所を管轄する警察署に提出してください。
 - 併せて、責任者講習の受講を希望する方は、選任届出書の末尾欄外に必要事項を記入して受講の申し込みをしてください。
- 受講のみを希望される方は、受講申込書を当センターに請求し、必要事項を記入してFAXで申し込みください。
なお、責任者選任届出書を受講申込書に訂正しての申し込みも可能です。

*講習日ごとに指定された業種以外の方の受講も可能です。
*講習の申し込み後に、受付完了の連絡や案内等はありません。
*定員になり次第締切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

講習の種別

- 選任時講習／選任後（概ね1年以内）受講します。
- 定期講習／選任時講習を受講後、概ね3年ごとに受講します。
- 臨時講習／特別の事情がある場合に必要な都度受講します。

講習内容

- 暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- 不当要求に対する対応要領
- 相談事例 ●弁護士からみた暴力団対策

受講修了書等の交付

- 受講修了書
- 責任者選任事業所ステッカー

責任者講習の問い合わせ

- 事業所の所在地を管轄する警察署刑事課（刑事第二課）の暴力団対策係
- 県警察本部組織犯罪対策課暴力団対策係（代表／TEL024-522-2151）
- 公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター
TEL:024-572-6960



※詳しくは暴追センターホームページを見て下さい。
<http://www.botsui-fukushima.jp>

不当要求対応DVDの紹介と貸出(無料)について

貸出手続き▶ 暴追センターに電話連絡後、直接おいで頂き、申込みをお願いします。

No.	タイトル	時間	内 容
1	鉄の砦 ～行政対象暴力に負けない組織作り～	48分	有事の対応要領として担当者任せでなく組織を挙げての対処、暴追センター・警察との連携について解説。
2	排除の分かれ道 ～企業対象暴力～	56分	レストランチェーンの店舗と本社を舞台に反社会的勢力との攻防を描き、Part Iでは、間違った対応で、問題提起を行い、Part IIでは、正しい対応を描く。
3	あなたならどうする? ～不当要求の手口と対応～	35分	「言いがかり」や「脅し文句」などの常套句で執拗に企業に迫る反社会的勢力や悪質なクレーマー。具体例を紹介しながら、その不当要求への対応方法について解説。
4	明日を拓く勇気 ～もう恐れる必要はない～	37分	飲食店・信用金庫・不動産業を舞台に、それぞれの事業者に暴力団員が接近し、不当要求を受けるものの、暴追センターや警察の協力により、暴力団等を排除していく過程を描く。
5	撃退 ～基本的対応要領～	77分	不当要求に対する平素の対応と有事の対応を失敗例と正しい対応例について解説。
6	事前の備えこそ最大の防御! ～巧妙化する反社会的勢力の罠～	38分	不当要求の手口と対応事例「①企業にクレームをつける悪質クレーマー ②インターネットを悪用した不当要求 ③暴排条項の記載がない契約書での取引によるリスク」
7	暴排のシナリオ ～ヤツらがあなたを狙っている！～	93分	不当要求の手口と対応事例「①機関紙・書籍・名簿等の購読要求 ②寄付金・賛助金・会費等の要求 ③因縁をつけて金品や物品の購入要求 ④工事の下請け参入等の要求」
8	不当要求・クレームへの初期対応 ～効果的な“必殺ワード”と対策ポイント～	43分	電話、インターネット、直接面談による不当要求を受けた際の初期対応。不当要求側へのNGワードと“必殺ワード”について紹介。
9	不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック	40分	苦情と不当要求の見極めポイント、不当要求を見極めるための事実確認のポイントについて解説。
10	あなたはひとりじゃない ～総力結集で暴力団等の反社会的勢力を排除しよう～	37分	反社会的勢力からの不当要求に悩んでいた企業の担当者が、みんなで力を合わせて暴力団に屈しないで対応していく過程を描く。
11	危機に直面してからでは遅すぎる! ～不当要求対応マニュアルの作成とその実践～	53分	不当要求対応マニュアルの構成項目と記載内容のポイントを解説し、それを実践に役立てていくノウハウを学んでいく過程を描く。
12	暴力団排除 ～絶対に負けません～	39分	反社会的勢力から不当要求を受けている企業が、それに対し、どのように対応していくかについて解説。
13	暴力団がやってきた! ～暴力団による不当要求等の実態と対応要領～	36分	不当要求の手口と対応事例「①一般企業と偽った暴力団事務所の開設 ②建築現場への下請け参加・外国人の斡旋 ③みかじめ料・用心棒料の要求」を暴力団側からの視点で描き、解説。



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

賛助会員を募集しています!!
～一人でも多くの方の入会をお待ちしています。～

暴追センターでは、皆様からの賛助金(寄附金)等により、各種暴力団根絶運動を推進しておりますが、より充実した運動を行うため、賛助会員を募集しております。多くの皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

賛助会員とは？

暴追センターの暴力団根絶事業を推進するためにご賛同いただき、入会した個人又は企業・団体をいいます。

会費(年会費)

原則として

- 個人 5,000円以上
- 団体等 20,000円以上

なお、暴追センターは公益法人ですので、税法上の優遇措置を受けることができます。

会員の特典

- 「会員之証」の交付
- 暴追センターニュースのファックスやメールによる送信（概ね月2回）
- 暴排資料、カレンダー、ポスター、ステッカー等の配布



入会手続き

「入会申込書」等の提出をお願いしています。詳しくは、暴追センターまで、お問い合わせください。

☎024-572-6960

相談無料・秘密厳守

暴力団による悩み、困りごとは公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターへご相談下さい。早い相談が解決の決め手です。



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター 福島相談所
〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館3階

TEL 024-572-6960 FAX 024-572-6961



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター 郡山相談所
〒963-8024 郡山市朝日1-23-7 郡山市役所内

TEL 024-939-8930 (FAX兼用)